

大学共同利用機関法人自然科学研究機構特別荣誉教授称号授与規程

平成 2 9 年 8 月 1 日

自機規程第 1 1 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成 16 年通則第 1 号）第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構特別荣誉教授（以下「特別荣誉教授」という。）の称号の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選考)

第 2 条 特別荣誉教授の称号の授与の選考は、次条各号の一に該当する候補者がいるときに教育研究評議会の議を経て、機構長が行う。

(資格)

第 3 条 特別荣誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者に授与する。

- 一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の教授のうち、著しい功績等をあげた者
- 二 機構を退職した者であって、在職中の著しい功績等によって引き続き機構に対する貢献が見込まれる者

(称号の授与)

第 4 条 特別荣誉教授の称号は、次の各号により授与する。

- 一 前条第 1 号に該当する場合 別紙様式第 1
- 二 前条第 2 号に該当する場合 別紙様式第 2

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、特別荣誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 8 月 1 日から施行する。

自然科学研究機構

特別栄誉教授記

○ ○ ○ ○

あなたは自然科学研究機構の教授として
著しい功績をあげられました

本機構はその功績を称えて自然科学研究機構
特別栄誉教授の称号を授与しその貢献を
顕彰します

年 月 日

大学共同利用機関法人

自然科学研究機構

印

第 号

自然科学研究機構

特別栄誉教授記

○ ○ ○ ○

あなたは自然科学研究機構に在職中
著しい功績をあげられました

本機構はその功績を称えて自然科学研究機構
特別栄誉教授の称号を授与しその貢献を
顕彰します

年 月 日

大学共同利用機関法人

自然科学研究機構

印